

積載式移動タンク貯蔵所構造設備明細書 記載事項

- ①「車名及び型式」の欄は、車名は「シャーシメーカーの名称及び型式」を、型式は「単一車」若しくは「被けん引車」及び「積載式」若しくは「積載式以外」の別を記載すること。
- ②「製造事業所名」の欄は、移動タンク貯蔵所を製造した事業者名を記載すること。
- ③「危険物」の欄は、次により記入すること。

危険物の「類別」及び「品名」の欄には、それぞれ貯蔵する危険物の類別及び品名を記載するが、2以上の品名の危険物を貯蔵するものにあつては、当該2以上の品名を記載すること。

ただし、品名が多数となり、当該欄に記載しきれない場合は、別紙とすることができる。

危険物の「化学名」の欄は、貯蔵する危険物の化学名を記入すること。

ただし、ガソリン等の石油製品のように通常化学名が用いられない物品にあつては、通常用いられている名称を記載すること
- ④「移動貯蔵タンクが国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合していることを承認した国名（機関名）及び承認番号」の欄は、タンクコンテナに係る海上輸送に責任のある各国政府機関又はこれに代わる期間の許可書等の写し等に明示されている承認国、機関名及び承認番号を記載すること。
- ⑤「緊結装置」の欄は、次により記入すること。

「緊締金具（すみ金具）」の欄は、有無を「□」によって囲むこと。

Uボルトの「材質記号」及び「引張り強さ」の欄は、移動タンク貯蔵所構造設備明細⑨に準じて記載すること。

Uボルトの「直径、本数」の欄は、直径はネジ山の谷径を、本数はUボルトの個数を記載すること。
- ⑥「消火器」の欄は、次により記入すること。

消火器の「薬剤の種類」の欄は、「ABC粉末」、「二酸化炭素」等の消火薬剤の種類を記載すること。

消火器の「薬剤量」の欄は、一の消火器の薬剤の量を薬剤の種類ごとに記載すること。この場合、同種類の薬剤で1の消火器の消火薬剤量が異なるときは、それぞれ別の欄にその量を記載すること。
- ⑦「備考」の欄は、車体番号の他、保温又は保冷装置を設ける等特殊な構造又は保安（保冷）、不燃性ガス封入等の設備を有する移動タンク貯蔵所にあつては、その旨及び最大積載重量を記載すること。